

## 公営企業管理告示第1号

南九州市公営企業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市公営企業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

(南九州市公営企業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部改正)

第1条 南九州市公営企業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱要綱(令和2年公営企業管理告示第1号)の一部を次のように改正する。

第10号様式から第12号様式まで中「水道課」を「建設水道課」に改める。

(南九州市給水停止処分取扱要綱の一部改正)

第2条 南九州市給水停止処分取扱要綱(令和2年公営企業管理告示第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「水道課職員」を「建設水道課職員」に改める。

第1号様式から第3号様式まで中「水道課」を「建設水道課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。